



国 監 告 第 9 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年11月25日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 大 和 祥 郎

例月出納検査（随時監査）監査結果

質問事項

1. 随時監査

(1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

(2) 概要

実施期間

ア. 事前調査

平成27年11月2日（月）から平成27年11月13日（金）まで

イ. 実施

平成27年11月20日（金）

対象部局

子ども家庭部児童青少年課

(3) 対象事項及び範囲

対象事項

平成27年度国立市一般会計（歳出）

海外短期派遣事業委託料 平成27年度国立市青少年海外短期派遣事業実施に伴う業務委託（10月28日支払分）

予算科目 03.02.10.13（23）

支出額 3,758,540円

対象範囲

財務に関する事務の執行等

一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

実施通知 平成27年10月30日（金）

資料提出期限 平成27年11月12日（木）正午

事前調査 事務局による調査（前記のとおり）

実施 監査委員による監査（前記のとおり）

ア. 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

共通事項

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ. 予算の執行の手続きは適正か。

ウ. 決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別事項

ア. 委託の相手方及び選定方法は適切か。

イ. 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。

ウ. 委託料の支出は適正な時期に行われているか。

エ．委託内容の履行確認は適正に行われているか。また履行期限は守られているか。

オ．出発前の打合せは十分に行われたか。また、記録はあるか。

カ．派遣事業はスケジュールどおりに行われたか。

キ．滞在先等でトラブルはなかったか。

ク．帰国後に体調を崩した者はいなかったか。

(6) 結 果

概 評

対象事項を監査した結果、良好であった。

個別事項

ア．指摘事項 なし

イ．要望事項 なし

以上